

労働保険料の申告にあたり

間違いやすい事例について

労働者の賃金の一部が算入から漏れている。

通勤手当(非課税分も)、賞与、昇給差額も保険料算定の賃金に含めます。

労働保険の対象とならない役員の報酬等を誤って算入している。

役員報酬、出張旅費(実費弁済のもの)などは含めません。

雇用保険の加入要件を満たすパート、アルバイトの加入が漏れている。

平成22年雇用保険法改正により、適用範囲を拡大しています。
パート、アルバイトでも1週間の所定労働時間が**20時間以上**であり、かつ**31日以上**の雇用見込みがある労働者は被保険者となります。なお、労災保険は全ての労働者が対象となります。

(例)1日7h 週3日勤務 → 該当
1日4h 週5日勤務 → 該当

労働保険の対象とならない労働者の賃金が誤って算入されている。

同居の親族、出向労働者がいる場合はご注意ください。

労災保険率の適用が誤っている。

業種確認のため、年度更新申告書の「事業又は作業の種類」欄は具体的に記入してください。

* 間違いやすい事例についての詳細は、同封の
「令和3年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方」
をご覧ください。